

**仙台市安全安心街づくり基本計画（第3期）における
平成28年度から令和2年度までの取り組み総括と課題等**

○「仙台市安全安心街づくり基本計画」の概要
(計画期間：平成28年度～令和2年度)

(1) 基本理念 市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現

(2) 基本目標

基本目標1 防犯力を高める人づくり

基本目標2 地域で支え合う防犯力の高い街づくり

基本目標3 犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくり

(3) 成果目標と実績

1. 特殊詐欺の発生件数の減少

(令和2年目標) 160件以下 → (令和2年実績) 95件

2. 子どもを対象とした声かけ事案等の発生件数の減少

(令和2年目標) 190件以下 → (令和2年実績) 272件

基本目標1 防犯力を高める人づくり

刑法犯認知件数の大半を占める空き巣などの窃盗や、高齢者を狙った特殊詐欺など、市民の身近で起こり得る犯罪を未然に防止するために、市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、犯罪を抑止する対処法など、正しい知識を習得し、主体的に防犯対策を講じていくことを目指します。特に、犯罪から身を守る力が弱い子どもや高齢者等に対しては、家庭のみならず、学校や関係団体など、地域全体でその防犯力を高め、育成していくことを促進します。

また、犯罪やそれを誘引する迷惑行為を防ぎ、日常生活における安心感を高めていくために、正しいルールやマナーの習得とともに、思いやりの心や規範意識の向上を図っていきます。

●平成28年度から令和2年度までの取り組み総括●

広く市民を対象とするものだけでなく、子どもや高齢者などの年齢層等に応じた防犯力の向上について、市役所の各般の事業を通じて取り組みました。事業を実施する上では警察、仙台市防犯協会連合会等とも連携し、様々な媒体を通じての啓発のほか、地域コミュニティの住人や生徒などに対して、学校や集会所、イベント等で防犯力の向上に資する講座、研修を行いました。

特に特殊詐欺の被害防止と子どもとその家族の防犯力強化・育成を重点的に取り組み、特殊詐欺対策としては、市ホームページ等で最近の手口の情報発信や仙台市防犯協会連合会と連携しての町内会、老人クラブ、障害者福祉サービス事業所、地域包括支援センター等における防犯講座を実施しました。

子どもとその家族の防犯力強化・育成については、主に学校を中心に教職員、生徒、保護者に対する啓発活動や研修等に取り組みました。

●課題等●

本市においては、刑法犯認知件数の大半を占める空き巣などの窃盗は減少傾向にあるものの、高齢者を狙った特殊詐欺などを含む詐欺の件数は、平成27年に比べて以後5年間で件数自体は若干減少したものの、刑法犯認知件数に占める詐欺の割合は微増する年が見受けられました。

また、近年は、子ども、高齢者、女性等を対象としたトラブルや犯罪が散見され、全国レベルでは凶悪な事件が発生しています。

スマートフォンやSNSの普及により、身近となったインターネットを介した様々なトラブルや迷惑行為が問題となっています。

手口が複雑化・巧妙化する特殊詐欺の被害防止には、引き続き市民に対して幅広い防犯意識の啓発に係る取り組みを強化する必要があるとともに、広く市民に対する防犯力の向上はもとより、各世代や特徴に応じた対策や規範意識の向上にも引き続き取り組んでいく必要があります。

基本目標2 地域で支え合う防犯力の高い街づくり

市民が自分の暮らしを営む地域に関心や愛着を持ち、地域全体で問題を共有し、その解決に取り組むことなどから生まれる連帯感は、コミュニティを強固なものにするとともに、犯罪を起きにくくする地域の防犯力を高めます。近年、ライフスタイルや価値観の多様化、核家族化、情報化などにより、地域コミュニティにおける人と人とのつながりの希薄化が危惧されていますが、自主防犯組織のみならず、町内会、学校、PTA、事業者やNPOなど、関係機関や団体が連携・交流し、地域ぐるみでその特性に応じた質の高い防犯活動を進めていくことを推進していきます。

また、犯罪被害に遭った方々に対しては、権利、利益の回復と平穏な生活を取り戻すことができるよう、関係機関から必要な支援が受けられるような取り組みを行います。

●平成28年度から令和2年度までの取り組み総括●

地域において、防犯協会や学校ボランティア防犯指導員などによって、自主的な防犯活動が実施され、市もその支援や研修会を開催し、事業従事者の資質向上に努めました。

特に子どもの見守り活動においては、学校防犯巡視員「仙台まもらひだー」による巡回をはじめとする地域ぐるみの取り組みにより、子どもの安全確保を図ったところです。

「仙台市客引き行為等の禁止に関する条例」については、「国分町地区安全安心街づくり推進協議会」が「客引き対策部会」、「仙台市中心部商店街活性化協議会」が「安全・安心特別部会」をそれぞれ設けており、警察、地域事業者、市が連携して取り組みを進めています。

犯罪被害者については、市として県とともに、みやぎ被害者支援センターへの支援を通じて、被害者の相談・直接支援等を実施しました。

●課題等●

地域の防犯関係団体等については、参加者の少子高齢化等に伴う担い手不足による持続的な活動の低下が課題とする意見が寄せられています。

市民意向調査の結果では防犯協会の認知度が低い割合にとどまったことから、その認知度の向上を図るとともに、各防犯団体間や関係団体等の情報交換・交流の機会創出による取り組み内容の強化を検討していく必要があります。

区安全安心街づくり活動推進モデル地区における取り組みなどについては、好事例に関する他の地域への展開等も検討していく必要があります。

客引き対策については、居酒屋・カラオケ以外の客引きへの対策や時間帯による対応などが課題となっており、今後とも、警察、地域事業者、市との密接な連携によって、対策を強化していく必要があります。

基本目標3 犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくり

犯罪被害を未然に防ぐためには、個人や地域による防犯活動などのソフト面の対策に加えて、環境整備などのハード面から、犯罪を躊躇(ちゅううちよ)させ、起こさせない取り組みが必要です。

見通しの確保や暗がりの解消、防犯機能の高い建物部材や防犯カメラの活用など、市民に身近な生活環境の防犯性を高めることや、環境美化活動等により美しい街を維持していくことにより、犯罪を起こしにくい環境づくりを進めます。

また、迷惑行為を放置することは、そこから軽微な犯罪を生み、次第に重大な犯罪へつながる危険性があります。このため、自転車の迷惑走行やごみのポイ捨て、歩きたばこ等の迷惑行為を抑止する取り組みを推進し、犯罪を誘引する機会の減少に努めます。

●平成28年度から令和2年度までの取り組み総括●

犯罪発生のつながる迷惑行為の抑止対策として、違反広告物や落書き、ごみのポイ捨て、歩きたばこ・スマホ、放置自転車・違法駐車などの各般の分野についても引き続いて取り組みを進めるとともに、「仙台市自転車の安全利用に関する条例」を制定・施行し、安全安心な自転車利用環境への取り組みを一層推進しました。

また、管理不全な空き家については、区役所と連携して空き家の所有者等に対する助言・指導を実施したほか、危険な物件については代執行を実施しました。その他にも、総合相談会の実施や空き家の調査、関係機関による会議等の実施により、管理不全な空き家の発生抑制等に取り組みました。

子どもに対する安全に配慮した環境整備については、学校や児童館の防犯警報設備の維持管理や試験的な防犯カメラ設置、通学路の安全確認などを進めました。

身近な生活環境である道路、公園、建物等において、照明の設置やLED化、樹木の剪定や防犯カメラの設置支援等を行いました。

●課題等●

地域住民や学校、行政等が連携したルール・マナーを守る意識の啓発や、自転車をより安全に利用するための取り組みや、歩きたばこ・スマホの防止、空き家の適正な管理については、持続的な取り組みを確保することが求められています。また、落書き対策や「一軒一灯運動」などは実情に応じた見直しを検討する必要があります。

子どもの安全に配慮した環境整備については、学校等での防犯警報装置などの設置は進んでいるものの、未だ子どもへの声かけ事案等は引き続き発生して

いることから、通学路などの安全確認や見守り活動は、学校やPTA、地元町内会等と連携して、合意形成を図り、推進する必要があります。

管理不全の空き家は、「仙台市空き家等対策計画」に基づき、計画期間前半2年間の平成29・30年度を集中対策期間と定めて、その解消に取り組んだ結果、一定の改善効果が見受けられたが、その後の改善には鈍化が見受けられ、その対応策を検討する必要があります。

犯罪リスクを低減させるインフラの整備については、道路や公園の照明灯や防犯カメラの設置支援などを引き続き行う必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症の流行は、本計画の最終年度である令和2年度の事業実施等に様々な影響を与えました。

主なものとしては、刑法犯認知件数の大幅な減少、令和2年度に予定されていた防犯に関する研修会や催事を含む活動が中止や縮小を余儀なくされたため、地域防犯力の低下が懸念された点、感染症流行に伴う国等の支援策や営業制限に関連する犯罪行為や迷惑行為が発生した点などがあります。

研修会や日常の自主的な防犯活動については、感染防止との両立が困難な場合、予定どおりの実施が困難であったことは、当該年度においてやむを得ない側面があったと考えます。

また、特別定額給付金や持続化給付金をはじめとする支援策に関連して、個人情報や現金等をだまし取る犯罪についての注意喚起や、時短要請に従わない店舗による客引き行為等に対するパトロールなどの臨時の対策が新たに生じたところです。

今後の課題として、感染拡大防止のために社会活動が制限される状況下では非接触による防犯活動の打合せや情報共有、活動する方の感染予防、活動内容の絞り込み等の工夫を図るなど、地域防犯力を低下させない対策が求められます。

また、感染症流行に伴う国等の支援策に関連する犯罪行為等への対策としては、幅広い市民・団体に対して、犯罪手口の注意喚起や制度の正確な情報提供を行い、被害の未然防止を図ることが必要です。

新型コロナウイルス感染症の流行が今後も継続する場合には、当初の計画していた事業の変更や見直し、代替措置などを検討していく必要があると考えます。

